

# 令和5年度第2回富山地方最低賃金審議会

## 会 議 次 第

令和5年7月3日（月）  
富山労働総合庁舎  
5階大会議室

### 議 事

- 1 富山県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 2 富山県最低賃金審議運営事項について
- 3 当面の審議日程（案）について
- 4 最低賃金に関する基礎調査の実施について
- 5 特別小委員会の設置について
- 6 その他

### 資 料

- No. 1 富山県最低賃金審議運営事項（案）
- No. 2 参考人意見表明書（様式）
- No. 3 令和5年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8月）（案）
- No. 4 最低賃金に関する基礎調査計画
- No. 5 第56期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程（案）



## 富山県最低賃金審議運営事項（案）

令和 5 年 7 月 3 日  
富山地方最低賃金審議会

令和 5 年度における富山県（地域別）最低賃金の改正決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

### 記

（専門部会の構成、運営）

- 1 最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づく富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は、次のとおりとする。
  - （1）専門部会の委員は、公労使それぞれ 3 人とする。
  - （2）専門部会の審議回数は、初回（部会の構成）を除き 3 回を目安とする。
  - （3）専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
  - （4）専門部会の審議は、原則として午後 5 時以降は行わない。

（参考人からの意見聴取等）

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
  - （1）参考人は、労使それぞれ 9 人以内とする。
  - （2）参考人は、すべて意見書を提出するものとする。なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
  - （3）専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用）

- 3 専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

（諸手当の取扱い）

- 4 最低賃金法第 4 条第 3 項第 3 号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金に算入しないものとする。

（緊急やむを得ない場合の運用）

- 5 富山地方最低賃金審議会富山県最低賃金専門部会運営規程第 2 条第 3 項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

## 関 係 法 令

### 最低賃金法第4条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。
  - 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

### 最低賃金法第25条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

### 最低賃金審議会令第6条

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

## 参 考 人 意 見 表 明 書

(労働者側・使用者側)

氏 名	組合・団体・事業所名	役 職 名	意 見 表 明 業 種
<p>1 あなたの事業所について記入してください。</p> <p>(所属する事業所がないときは、業界又は地域について記入してください。)</p> <p>a. 記載団体・事業所名 _____</p> <p>b. 事業所の規模 _____人(パート含む)      c. 企業の規模 _____人 (パート含む)</p> <p>(1) ① 1か月(令和5年6月分)の所定労働日数 _____日</p> <p>② 平日の1日の所定労働時間 _____時間 _____分</p> <p>(2) 賃金等の平均額(最低賃金の算定等に含まない精皆勤・家族・通勤・時間外等の手当及び賞与は除く。)</p> <p>令和5年6月分の1人当たり賃金額 _____円(平均勤続年数 _____年)</p> <p>(3) 今春の定期昇給込みの賃金引上げ(引下げ)状況</p> <p>① 平均引上げ(引下げ)額 _____円</p> <p>② 平均引上げ(引下げ)率 _____%</p> <p>③ 実施月 _____月から</p> <p>④ 引上げ(引下げ)額の最高額 _____円(月額換算)</p> <p>⑤ 引上げ(引下げ)額の最低額 _____円(月額換算)</p> <p>(4) 今春の新規学卒者の初任給</p> <p>① 大学卒 _____円 ② 高校卒 _____円 ③ 中学卒 _____円</p> <p>(5) 労働協約、その他労使の取り決めた最低賃金</p> <p>イ. 有 ⇒ _____</p> <p>ロ. 無 _____</p> <p style="text-align: center;">※ その金額等の内容を簡潔に記入してください</p> <p>(6) 常用労働者(パート労働者を除く)の低賃金層の実態(該当項目に記入又は○印を付してください。)</p> <p>① 給与形態 (イ. 日 額 _____円、 ロ. 時間額 _____円)</p> <p>② その人の a. 性 別 (イ. 男、 ロ. 女 )      b. 年 齢 _____歳</p> <p>c. 技能習得中で(イ. ある、 ロ. ない)      d. 勤続年数 _____年</p> <p>e. 職 種 ( _____ )</p>			
<p>※ 次ページも記入してください。</p>			

(7) パート労働者の雇用状況

① パート労働者数 \_\_\_\_\_人(1のbの内数)

② 主な仕事の内容 { \_\_\_\_\_ }

③ 賃金額は時間額の最高で1時間 \_\_\_\_\_円、最低で1時間 \_\_\_\_\_円

2 自社又は業界における経営の状況について、現状及び今後の見通し等を記入してください。

3 同業他社あるいは同地域における労働条件、賃金実態、その他消費者物価、家計収入などについて参考になることがあれば記載してください。

4 最低賃金改正に関する要望、意見等があれば記載してください。

## 令和5年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8月）（案）

月 日 (曜)	時間帯	場 所	会 議 名	主 な 審 議 事 項
7月3日(月)	13:30～	富山労働局	【第2回本審】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別最賃改正諮問</li> <li>・地域別最賃審議運営事項</li> <li>・当面の審議日程</li> <li>・基礎調査の実施</li> </ul>
8月1日(火)	13:30～	富山労働局	【第3回本審】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中賃目安伝達</li> <li>・労働経済等関係指標</li> <li>・基礎調査結果</li> <li>・公示による労使意見聴取報告</li> </ul>
	(本審終了後)	富山労働局	地域専門部会（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会長、同代理の選出</li> <li>・専門部会運営規程</li> <li>・審議日程</li> <li>・中賃目安伝達(補足)</li> <li>・労働経済等関係指標（補足）</li> <li>・基礎調査結果（補足）</li> <li>・労使の基本的主張</li> <li>・金額等審議</li> </ul>
8月2日(水)	13:30～	富山労働局	地域専門部会（2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額等審議</li> <li>・答申（全会一致で結審した場合）</li> </ul>
8月3日(木)	10:00～	富山労働局	地域専門部会（予備）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額等審議</li> <li>・答申（全会一致で結審した場合）</li> </ul>
8月4日(金)	10:00～	富山労働局	地域専門部会（3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額等審議</li> <li>・答申（全会一致で結審した場合）</li> </ul>
8月7日(月) 予備：8月8日(火)	10:00～	富山労働局	地域専門部会（4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額等審議</li> <li>・答申（全会一致で結審した場合）</li> </ul>
	13:30～	富山労働局	【第4回本審】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域専門部会報告</li> <li>(・金額等審議、答申)</li> <li>・特定最賃改正決定の必要性諮問</li> </ul>
	(本審終了後)	富山労働局	特別小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定最賃改正決定の必要性の有無の審議</li> </ul>
8月23日(水) 予備：8月24日(木)	10:00～	富山労働局	【第5回本審】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別最賃異議取扱い審議</li> <li>・特別小委員会報告</li> <li>・特定最賃改正決定の必要性答申</li> <li>・特定最賃改正決定諮問</li> </ul>

(参 考)

令和5年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

答 申 日	異議申出締切日	官報公示予定日	発 効 予 定 日
8月1日(火)	8月16日(水)	8月28日(月)	9月27日(水)
8月2日(水)	8月17日(木)	8月29日(火)	9月28日(木)
8月3日(木)	8月18日(金)	8月30日(水)	9月29日(金)
8月4日(金)	8月21日(月)	8月31日(木)	9月30日(土)
8月5日(土)	8月21日(月)	8月31日(木)	9月30日(土)
8月6日(日)	8月21日(月)	8月31日(木)	9月30日(土)
8月7日(月)	8月22日(火)	9月1日(金)	10月1日(日)
8月8日(火)	8月23日(水)	9月4日(月)	10月4日(水)
8月9日(水)	8月24日(木)	9月5日(火)	10月5日(木)
8月10日(木)	8月25日(金)	9月6日(水)	10月6日(金)
8月11日(金)	8月28日(月)	9月7日(木)	10月7日(土)
8月12日(土)	8月28日(月)	9月7日(木)	10月7日(土)
8月13日(日)	8月28日(月)	9月7日(木)	10月7日(土)
8月14日(月)	8月29日(火)	9月8日(金)	10月8日(日)
8月15日(火)	8月30日(水)	9月11日(月)	10月11日(水)
8月16日(水)	8月31日(木)	9月12日(火)	10月12日(木)
8月17日(木)	9月1日(金)	9月13日(水)	10月13日(金)
8月18日(金)	9月4日(月)	9月14日(木)	10月14日(土)
8月19日(土)	9月4日(月)	9月14日(木)	10月14日(土)
8月20日(日)	9月4日(月)	9月14日(木)	10月14日(土)



## 最低賃金に関する基礎調査 調査計画

## 1 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態を把握し、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資すること。

## 2 調査対象の範囲

## (1) 地域的範囲

全国

## (2) 属性的範囲

日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、ア及びイの産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所とする。

ただし、小売業のうち、百貨店、総合スーパーについては常用労働者 50 人以上を雇用している事業所とする。

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

## 3 報告を求める個人又は法人その他の団体

## (1) 報告者数

約 98,000 事業所（母集団の大きさ 約 225 万事業所）

ア 地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約 64,000 事業所（母集団の大きさ 約 217 万事業所）

（富山県は 1,338 事業所（母集団の大きさ 約 21,000 事業所））

イ 特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約 34,000 事業所（母集団の大きさ 約 8 万事業所）

（富山県は 661 事業所（母集団の大きさ 763 事業所））

## (2) 報告者の選定方法

利用可能な最新の事業所母集団データベースにおける事業所を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

## 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

## (1) 報告を求める事項

ア 事業所に関する事項

(ア) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(イ) 法人番号

(ウ) 事業所の労働者数

## イ 労働者に関する事項

- (ア) 性
- (イ) 就業形態
- (ウ) 年齢
- (エ) 勤続年数
- (オ) 職種又は仕事の内容（3（1）イに該当する事業所に限る）
- (カ) 当年6月分の賃金形態
- (キ) 当年6月分の基本給額（見込額）
- (ク) 当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）
- (ケ) 当年6月分の月間所定労働日数
- (コ) 当年6月分の1日の所定労働時間数

- ・ 法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・ 事業所の労働者数は、事業所規模との整合チェック及び労働者に関する事項において報告のあった労働者の数と一致している否かを確認するために用いるものであり、集計は行わない。

- (2) 基準となる期日又は期間  
調査実施年の6月1日現在とする。

## 5 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

配布：厚生労働省労働基準局 — 民間事業者 — 報告者

回収（郵送調査）：報告者 — 都道府県労働局 — 厚生労働省労働基準局

回収（オンライン調査）：報告者 — 厚生労働省労働基準局

### (2) 調査方法

配布：民間事業者から報告者あて郵送する。

回収：次の①及び②の提出方法のうち報告者が選択した方法により行う。

① 記入済み調査票を都道府県労働局あて郵送する方式

② インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムを利用する。）

## 6 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1年

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬～6月上旬

## 7 集計事項

(都道府県別結果)

第1表 産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数

第2表 産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数

第3表 賃金階級、勤続年数階級別労働者数

第4表 諸手当の種類別労働者1人平均支給額

## 8 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表の方法

調査結果は、ホームページ（厚生労働省ホームページ及びe-Stat）により公表する。

### (2) 公表の期日

都道府県ごとに調査実施時の翌年6月上旬までに公表する。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表することも可能とする。

## 9 使用する統計基準等

調査対象の範囲の画定に当たって、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、同分類の大分類によっている。

## 10 その他

(1) 富山県における調査必要数は、地域別最低賃金721事業所、特定最低賃金合計399事業所である。

(2) 明細区分は別添のとおり。



# 令和5年度最低賃金基礎調査集計区分表

資料No. 4 別添

総計

大計

中計

明細

産業分類

調査対象産業計	地域別最低賃金対象産業計	製造業	1	製造業(明細番号9~13を除く)	E09~22 E23(2322、2332、2352の一部、2353を除く) E24(2443、2445、2451を除く) E25(2594、2596を除く) E26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く) E27 E294、297 E303 E31(3112、3113を除く) E32
		情報通信業(新聞業、出版業)	2	情報通信業(新聞業、出版業)	G413、414
		卸売業、小売業	3	卸売業、小売業(明細番号12、13を除く)	I 50、51、52、53、54、55 I 56(1561を除く)、57、58、59(15911を除く)、60、61
		学術研究、専門・技術サービス業	4	学術研究、専門・技術サービス業	L71、72、73、74
		宿泊業、飲食サービス業	5	宿泊業、飲食サービス業	M75、76、77
		生活関連サービス業、娯楽業	6	生活関連サービス業、娯楽業	N78、79、80
		医療、福祉	7	医療、福祉	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	8	サービス業(他に分類されないもの)	R88、89、90、91、92、93、94、95
	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	9	非鉄金属製造業(アルミ関係) 建築用金属製品等製造業	E2322、2332、2352の一部、2353 E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	10	玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業) 金属工作機械、機械工具製造業 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E2594、2694 E2596 E2611の一部、2621の一部 E2661、2664 E3112、3113
		電気機械器具製造業	11	電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E28 E29(E294、297を除く) E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	12	百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	13	自動車(新車)小売業	I 5911

注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粋持株会社が含まれる。



## 第 56 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程（案）

### （設置及び目的）

- 第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。
- 2 特別小委員会は、最低賃金法第 15 条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

### （構成）

- 第 2 条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。
- 2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

### （委員長等）

- 第 3 条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### （会議の招集）

- 第 4 条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

### （委員の欠席）

- 第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

### （会議の議事）

- 第 6 条 委員は、会議において発言しようするときは、委員長の許可を受けなければならない。
- 2 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の

意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

- 第9条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

- 第1条 この規程は、令和5年7月3日から施行する。